

老 計 第 28 号
平成13年6月21日

都道府県
各 指定都市 保健福祉部（局）長 殿
中核市

厚生労働省健康局総務課長

厚生労働省老健局計画課長

厚生労働省老健局老人保健課長

介護予防事業等の総合的実施について

標記については、従来より、各市町村において積極的に取り組まれているところであるが、先般、当省老健局長より「介護予防・生活支援事業の実施について」（平成13年5月25日老発第213号）及び「在宅介護支援センター運営事業の実施について」の一部改正について（平成13年5月25日老発第212号）が通知され、介護予防事業等の充実強化を図ることとされたところである。

介護予防事業は、市町村において、保健婦等を中心として、地域の実情に応じた体制を確保することが重要であり、特に、市町村保健センターと在宅介護支援センターとがどのように連携し、事業推進を図っていくのか、十分な検討が必要である。

については、その基本となる考え方をお示しすることとしたので、市町村における検討の際の参考とされるよう指導願いたい。

また、全国在宅介護支援センター運営協議会が作成した「介護予防・生活支援の拠点に向けて（中間報告）」（以下「報告書」という。）を添付したので、例えば、従来使用していた実態把握票等の見直しを検討している市町村や、今後、新たに様式を定めて実施しようとする市町村などに対し、必要に応じて、本報告書を参考として提供願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

1 利用者本位のサービス提供

地域住民に対する介護予防に資する保健福祉サービスには、老人保健事業として実施されているもの、介護予防・生活支援事業として実施されているもの、その他地域独自のサービスとして実施されているものがあるが、利用者の視点に立てば、極力一つの窓口にサービス利用の申込みがなされるだけで必要なサービスが調整され、提供されること（いわゆる「ワンストップサービス」）が望ましいことから、これらが有機的に連携し、一人一人の利用者に最適な形で総合的に提供されることが重要である。

そのためには、市町村の福祉部局と保健部局、在宅介護支援センターと市町村保健センターといった関係部局や関係機関が、常に密接に連携を保ち、サービス提供情報を共有する必要がある。特に、サービスメニューに共通性があるなど、一体的に運営することにより効率化が期待できる事業については、それぞれの申請窓口が事業内容の詳細を情報交換したり、利用申請を一本化するなど、利用者の利便を図る観点から積極的な対応が望まれる。

なお、「介護予防・生活支援事業の実施について」（平成13年5月25日老発第213号老健局長通知）において、老人保健事業として実施している「機能訓練（B型）」、「介護家族健康教育」及び「介護家族健康相談」については、今年度より、「介護予防・生活支援事業」の中で一体的に運営することとされたところであるが、その趣旨についても前記の通りであるので、福祉部局と保健部局とで十分に調整し、効率的事業運営に配慮されたい。

2 介護予防事業等の実施に当たっての留意事項等

介護予防事業等が真に有効に実施されるためには、利用者一人一人に応じた適切な計画が策定され、計画に沿って着実にサービスが提供され、その効果を確認するための評価が適正に行われるよう、市町村においてその体制を確立させることが重要である。

そのため、①市町村に既に、いわゆる総合保健福祉センターなど保健と福祉双方の機能を有する拠点の機関がある場合には、ここで基幹型在宅介護支援センターと市町村保健センターの機能の一体化を図る、②市町村保健センターを中心として、保健婦等と在宅介護支援センターの職員の双方が介護予防の計画策定に携わる、③市町村が直営で、基幹型在宅介護支援センターを運営している場合には、これを中心に、市町村保健センターとの連携のもとに事業推進を図る、等の体制のあり方を含めた幅広い検討も必要と考える。

については、市町村の実情に応じ、これらの介護予防事業の実施体制が確立されるよう、支援願いたい。

3 実態の把握及び介護予防プランの作成について

在宅介護支援センターにおいては、従来より、担当区域内の高齢者の実態把握に努めてこられたところであるが、今後、介護予防サービスの効果的な提供等の観点も含め、実態把握のために使用している調査票（実態把握票）の見直しを図ることも必要となってくるものと考える。

見直しは、各市町村において、地域の実情に応じ実施されるべきものであるが、今般、全国在宅介護支援センター協議会の作成された報告書において、様式例も記載されているので、参考までにお示しする。

また、利用者に対し個別作成する介護予防プランの様式例についても、報告書に示されているので、未定である市町村があれば、策定の際の参考とされたい。